



長野県報

5月24日(木)
平成19年
(2007年)
第1865号

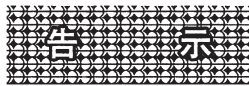
目次

告示

公共測量の終了(土木政策課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)、住所及び売りさばき場所の変更(会計課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)変更(会計課)	3
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会)	5
道路交通法に基づく運転免許取得者教育の認定の取消し(東北信運転免許センター)	5

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課)	6
一般競争入札(税務課)	6
平成19年度の自衛官(2等陸士、2等海士及び2等空士)の募集期間等(市町村課)	7
一般競争入札(廃棄物監視指導課)	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	8
土地改良区の定款変更の認可(4件)(農地整備課)	11
県営土地改良事業計画の縦覧(農地整備課)	11
一般競争入札(水環境課)	11
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課)	12
土地改良区清算人の退任の届出(農地整備課)	12
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築管理課)	12
一般競争入札(住宅課)	13
一般競争入札(河川課)	14
正誤(建築管理課)	15



長野県告示第304号

長野県佐久地方事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年 5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量（2・4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成18年10月15日から平成19年3月16日まで
- 3 作業地域
南佐久郡佐久穂町大字八郡地域

土木政策課

長野県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年6月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 佐久軽井沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市岩村田字東曾根6番の2地先から 佐久市岩村田字東曾根6番の3地先まで	旧	m 13.0~15.0	km 0.0647
同 上	新	16.4~19.4	0.0647

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 佐久軽井沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市小田井字下金井691番の1地先から 佐久市小田井字荒田884番の1地先まで	旧	m 9.4~17.8	km 0.8728
同 上	新	12.4~20.0	0.8736

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 佐久軽井沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字御代田字濁り1591番地先から 北佐久郡御代田町大字馬瀬口字根岸13番の1地先まで	旧	m 8.6~15.0	km 0.7263
同 上	新	9.0~32.0	0.7280

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 仮宿小諸線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字御代田字長倉1777番の1地先から 北佐久郡御代田町大字御代田字原田1936番の4地先まで	旧	m 6.4~19.6	km 0.4135
同 上	新	8.4~18.4	0.4122

道路管理課

長野県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年6月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 佐久軽井沢線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市岩村田字東曾根6番の2地先から
佐久市岩村田字東曾根6番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日
- 2 (1) 路線名 佐久軽井沢線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市小田井字下金井691番の1地先から
佐久市小田井字荒田884番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日
- 3 (1) 路線名 佐久軽井沢線
- (2) 供用を開始する区間
北佐久郡御代田町大字御代田字濁り1591番地先から
北佐久郡御代田町大字馬瀬口字根岸13番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日
- 4 (1) 路線名 仮宿小諸線
- (2) 供用を開始する区間
北佐久郡御代田町大字御代田字長倉1777番の1地先から
北佐久郡御代田町大字御代田字原田1936番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年5月24日

道路管理課

長野県告示第307号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成19年5月16日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所	小県郡長和町 1674	小県郡長和町 1674
旧	信州うえだ農業協同組合 長久保支所	小県郡長和町長久保 1694	小県郡長和町長久保 1694

会 計 課

長野県告示第308号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成19年5月9日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)変更の届出がありました。

平成19年5月24日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所上田店	上田市大手2-1-1	上田市大手2-1-1
旧	信州うえだ農業協同組合 上田支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所川辺店	上田市大字上田原677	上田市大字上田原677
旧	信州うえだ農業協同組合 川辺支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所城下店	上田市大字諏訪形1160-2	上田市大字諏訪形1160-2
旧	信州うえだ農業協同組合 城下支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所浦里店	上田市大字浦野40-2	上田市大字浦野40-2
旧	信州うえだ農業協同組合 浦里支所		
新	信州うえだ農業協同組合 真田支所	上田市真田町大字長3893-1	上田市真田町大字長3893-1
旧	信州うえだ農業協同組合 長支所		
新	信州うえだ農業協同組合 真田支所本原店	上田市真田町本原1725	上田市真田町本原1725
旧	信州うえだ農業協同組合 本原支所		
新	信州うえだ農業協同組合 塩田支所	上田市大字中野87	上田市大字中野87
旧	信州うえだ農業協同組合 中塩田支所		

新	信州うえだ農業協同組合 真田支所傍陽店	上田市真田町大字傍陽6250	上田市真田町大字傍陽6250
旧	信州うえだ農業協同組合 傍陽支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所	上田市大字住吉400	上田市大字住吉400
旧	信州うえだ農業協同組合 神科支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所神川店	上田市大字国分1321-1	上田市大字国分1321-1
旧	信州うえだ農業協同組合 神川支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所塩尻店	上田市大字上塩尻252	上田市大字上塩尻252
旧	信州うえだ農業協同組合 塩尻支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所殿城店	上田市大字殿城771-1	上田市大字殿城771-1
旧	信州うえだ農業協同組合 殿城支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田東支所豊里店	上田市大字芳田1192-1	上田市大字芳田1192-1
旧	信州うえだ農業協同組合 豊里支所		
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所室賀店	上田市大字下室賀2347-7	上田市大字下室賀2347-7
旧	信州うえだ農業協同組合 室賀支所		
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所大門店	小県郡長和町大字大門1165	小県郡長和町大字大門1165
旧	信州うえだ農業協同組合 大門支所		
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所和田店	小県郡長和町和田2872	小県郡長和町和田2872
旧	信州うえだ農業協同組合 和田支所		
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所古町店	小県郡長和町大字古町2799	小県郡長和町大字古町2799
旧	信州うえだ農業協同組合 古町支所		
新	信州うえだ農業協同組合 東御支所	東御市大字田中63-4	東御市大字田中63-4
旧	信州うえだ農業協同組合 田中支所		

選告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成19年 5月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

表中

「	長野県勤労者福祉センター 長野市芋井農村環境改善センター	長野市盲塚1108 " 大字桜824番地の3	長野市選挙管理委員会 "	」を
「	長野市芋井農村環境改善センター	長野市大字桜824番地の3	長野市選挙管理委員会	」に、
「	松本市梓川農村環境改善センター 松本市松南地区福祉ひろば	" 梓川梓2285番地 " 双葉4番8号	" "	」を
「	松本市梓川農村環境改善センター 松本市四賀会館 松本市ピナスホール	" 梓川梓2285番地 " 会田691番地 " 会田1001番地1	" " "	」に改める。

選挙管理委員会

長野県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育の認定を取り消しました。

平成19年 5月24日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

認定を取り消した者			教育に使用した施設		教育課程の区分及び名称	取り消した年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地		
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	小 林 正 造	アルピコ自動車学校諏訪	諏訪市大字四賀929番地1	(1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。） 第1条第1号に掲げる課程 ア 四輪車安全教育 イ 身体障害者安全教育 (2) 規則第1条第2号に掲げる課程 ア 二輪車安全教育 イ 原付安全教育 (3) 規則第1条第3号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 (4) 規則第1条第4号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 運転適性に基づく安全教育 (5) 規則第1条第5号に掲げる課程 ア 悪路体験教育 イ 危険体験教育 (6) 規則第1条第6号に掲げる課程 ア 自動車安全教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 (7) 規則第1条第7号に掲げる課程 ア 大型自動二輪車等習熟安全教育 イ 大型自動二輪車等二人乗り体験教育 (8) 規則第1条第8号に掲げる課程 ア 習熟安全教育 イ 高速道体験教育	平成19年 4月20日

東北信運転免許センター